

内部監査の実施状況について  
(令和4年度分)

青森労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課・室	令和4年11月16日から12月16日にかけて実施 (総務課は令和4年12月16日に実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤手当の支出額に直接影響する相談員活動実績報告書の誤りについては指摘事項とした。</li> <li>・定められた事務処理方法に準拠していない健康診断再検査の受診手続きについては指導事項とした。</li> </ul>	<p>指摘事項及び指導事項については、局長名により通知し、文書による是正状況及び再発防止策の報告を求めた。</p> <p>また、内部監査の概況を作成し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めることとする。</p>
青森労働基準監督署 ほか5署	令和4年11月25日から12月15日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤手当の支出額に直接影響する相談員活動実績報告書の誤りについては指摘事項とした。</li> <li>・定められた事務処理方法に準拠していない超過勤務命令の承認、病気休暇の申請手続き、借受用物品管理簿の作成については指導事項とした。</li> </ul>	<p>指摘事項及び指導事項については、局長名により通知し、文書による是正状況及び再発防止策の報告を求めた。</p> <p>また、内部監査の概況を作成し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めることとする。</p>
青森公共職業安定所 ほか8所（出張所1所含む。）	令和4年11月21日から12月14日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定められた事務処理方法に準拠していない超過勤務命令の承認については指導事項とした。</li> </ul>	<p>指導事項については、局長名により通知し、文書による是正状況及び再発防止策の報告を求めた。</p> <p>また、内部監査の概況を作成し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めることとする。</p>